

認定こども園 からたち幼稚園 保育所部門 運営規程

(事業所の名称等)

第 1 条 学校法人 LABO-K 学園が設置するこの事業所の名称および所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 認定こども園 からたち幼稚園(保育所部門)
- (2) 所在地 兵庫県尼崎市東大物町 1 丁目 5 番 5 号

(施設の目的および運営方針)

第 2 条 認定こども園 からたち幼稚園(保育所部門)(以下「当園」という)は、保育を必要とする乳児および幼児(以下「園児」という)を日々受け入れ保育事業を行うことを目的とする。

- (1) 当園は、保育の提供にあたり、入園する園児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努める。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との綿密な連携のもとに園児の状況や発達過程を踏まえ、養護および教育を一体的に行う。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援および地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努める。
- (4) 当園は、教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)及び子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)その他の関係法令を遵守して運営する。

(利用定員)

第 3 条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法(以下「法」という)第 19 条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに次の通り定める。

- (1) 法第 19 条第 2 号の子ども(保育を必要とする 3 歳以上児。以下「2 号認定子ども」という)
24 名
- (2) 法第 19 条第 3 号の子ども(保育を必要とする 3 歳未満児。以下「3 号認定子ども」という)
のうち、満 1 歳以上の子ども 13 名
- (3) 3 号認定子どものうち、満 1 歳未満の子ども 3 名

(提供する教育・保育等の内容)

第4条 当園は、教育部分は幼稚園教育要領、保育部分は保育所保育指針(平成20年3月28日厚労告141)に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育(法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ)
支給認定を受けた保護者(以下「支給認定保護者」という)に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ)の範囲内において、2号児に対し教育と保育を提供し、3号児に対し保育を提供する。
- (2) 時間外保育
保護者の就労等の理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し第7条に規定する時間の範囲内において、法第59条第1号に規定する時間外保育を提供する。
- (3) 食事の提供
- (4) その他保育に係る行事等

(職員の職種、員数および職務の内容)

第5条 保育の実施にあたり配置する職員の職種、員数および職務内容は次の通りとする。

- (1) 園長 1名
園長は、職員および業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行なうとともに園児を全体的に把握し園務をつかさどる。
- (2) 副園長 1名
副園長は、地域の保護者等に対する子育て支援を行なうとともに、園長を補佐し園務をつかさどる。
- (3) 主幹保育教諭 2名
主幹保育教諭は、園長および副園長を補佐し、命を受けて園務の一部を整理し、並びに児童・生徒の教育をつかさどる。
- (4) 保育教諭 4名以上
保育に従事し、その計画の立案、実施、記録および家庭連絡等の業務を行なう。
- (5) 幼稚園教諭 9名以上(幼稚園部門)
保育に従事し、その計画の立案、実施、記録および家庭連絡等の業務を行なう。

(6) 栄養士 2名

園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食および3歳以上児の幼児食に係る献立を作成する。

(7) 調理師 1名

栄養士の作成した献立に基づき、給食およびおやつを調理する。

(8) 事務員 2名

事務員は当園の事務を行なう。

(9) 用務員 1名(幼稚園部門)

用務員は、保育環境の整備などの用務に従事する。

(10) 嘱託職員 2名(幼稚園部門)

嘱託職員は、保育環境の整備などの用務に従事する。

(11) 嘱託医 1名

嘱託医は当園の子どもの心身の健康管理を行なうとともに、定期健康診断、職員および支給認定保護者への相談・指導を行なう。

(12) 嘱託歯科医 1名

嘱託歯科医は当園の子どもの心身の健康管理を行なうとともに、定期健康診断、職員および支給認定保護者への相談・指導を行なう。

・設置した職員ならびに嘱託医は、諸般の事情(病気・怪我・出産・育児・介護等)により、他の者に代わることがある。

・嘱託医・嘱託歯科医の他、眼科医・耳鼻咽喉科医は当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行なう。

(保育を提供する日)

第 6 条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日)および祝祭日を除く。

・感染症拡大防止、自然災害、交通機関マヒ等により保育を提供できないことがある。

(保育を提供する時間)

第 7 条 保育を提供する時間は次の通りとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7 時 30 分から 18 時 30 分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間。(土曜日を含む)
なお、土曜日を除く上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は 18 時 30 分から 19 時までの範囲内で時間外保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8 時 30 分から 16 時 30 分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。(土曜日を含む)
なお、土曜日を除く上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合 16 時 30 分から 18 時 30 分までの範囲内で時間外保育を提供する。

(利用者負担その他の費用の種類)

第 8 条 当園の特定教育・保育を利用した 0・1・2 歳児の支給認定保護者は、支給認定を受けた市町村に対し当該市町村の定める利用者負担額(保育料)を当園に支払うものとする。

(1) 当園は支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額(子ども・子育て支援法第 28 条第 2 項第 1 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算出した費用の額をいう)の支払いを受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

(2) 当園は前項の支払を受けるほか、特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用のうち、別表(※)に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

(※)別表

入園手続きに係る納付金

入園受入準備金	なし	教育環境整備費	なし
---------	----	---------	----

※ご入園までに必要な金員は、個人の用品代です。

用品等の価格 おおよその価格は次の通りです。

布団カバー 敷・掛	4,600 円
日本スポーツ振興センター災害共済掛金(年額)	175 円
保護者用吊り下げワッペン	300 円
カラーニット帽	630 円
水泳帽	500 円
連絡帳 3号認定(0~2歳児)(年間3~4冊使用)	190 円
出席ノート 2号認定(3~5歳児)	450 円
遠足費	実費

※消費税等の理由により、用品代の値上げが生じることをご了承ください。

保育料等園児納付金について

保育料	2号認定(3~5歳児)	幼児教育・保育無償化により0円
	3号認定(0~2歳児) 市民税非課税世帯	幼児教育・保育無償化により0円
	3号認定(0~2歳児) 市民税課税世帯	保護者の所得に応じて尼崎市が決定
延長保育料	保育標準時間の方	1回200円 19:00まで
	保育短時間の方	30分ごと200円 18:30まで
教育活動充実費	全園児共通	なし
給食費(自園調理) (月額)	2号認定(3~5歳児)	主食費 2,100円 ※2024年10月より改訂
		副食費 4,700円※1※2024年10月より改訂
	3号認定(0~2歳児)	保育料に含む

○月次、園へお納めいただくこととなりますのは、「給食費」「延長保育料(ご利用の場合)」となっております。

○年度の途中で満3歳を迎えたお子さんが3号認定から2号認定に切り替わっても、年度内の保育料に変化はありません。(2歳児保育料のまま)

※1 副食費が免除となる場合があります。詳しくは自治体のホームページをご確認ください。

(利用の開始に関する事項)

第 9 条 当園は市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第 10 条 当園は以下の場合には保育の提供を終了する。

- (1) 園児が小学校に就学したとき。
- (2) 2号認定こどもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) 3号認定こどもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (4) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。

迷惑行為

次の場合、退園をお願いすることがあります。

- ・他の保護者に対する迷惑行為が発覚した場合
保護者間での物品の販売や勧誘活動・布教活動について、個人的なものは関知するところではありませんが、父母の会や親子学級の場合等、園を背景にこれらの行為をされることはお断りいたします。
- ・著しく教育保育業務の妨げになるような発言・行為のある方
- ・他園児や保護者に対し強い不安感を与える発言・行為のある方
- ・保護者自身ならびに自身の子への特別待遇を求められる方

(緊急時における対応方法)

第 11 条 当園の職員は、保育の提供を行なっているときに、園児に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医または園児の主治医に連絡する等必要な措置を講じる。

- (1) 保育の提供により事故が発生した場合は、園児の保護者および尼崎市等に連絡するとともに必要な措置を講じる。
- (2) 当園は、事故の状況や事故に際して講じた処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し再発防止の為の対策を講じる。
- (3) 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行なう。

(非常災害対策)

第 12 条 非常災害に備えて消防計画等を作成し、防火管理者または火気・消防等責任者を定め、少なくとも毎月 1 回以上、避難および消火に係る訓練を実施する。

(虐待防止のための措置)

第 13 条 当園は、園児の人権擁護および虐待防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講ずる。

(記録の整備)

第 14 条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

- (1) 保育の実施にあたっての計画
- (2) 提供した保育に係る提供記録
- (3) 特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成 26 年内閣府令第 39 号第 19 条)に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情内容等の記録
- (5) 事故状況および事故に際してとった処置についての記録

(その他運営に関する重要事項)

第 15 条 この運営規程に記載していない運営に関する重要事項については「運営規程 補足」に記載する。

附 則

この規程は 2025 年 4 月 1 日より実施する。

(第 8 条の内、給食費については 2024 年 10 月 1 日より実施)

運営規程 補足

第 1 条 関連

施設概要

名称 認定こども園 からたち幼稚園
 所在地 兵庫県尼崎市東大物町 1 丁目 5 番 5 号
 電話番号 06-6488-2261
 施設長 園長 拾尾 華奈子
 開設年度 昭和 29 年
 施設面積 園地 1,689 m²
 園庭 1,110 m²
 園舎敷地 543 m²

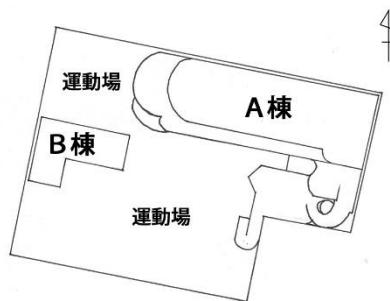
構造 鉄筋コンクリート造 3 階建 (昭和 53 年築)

全室冷暖房・バクテクター設置

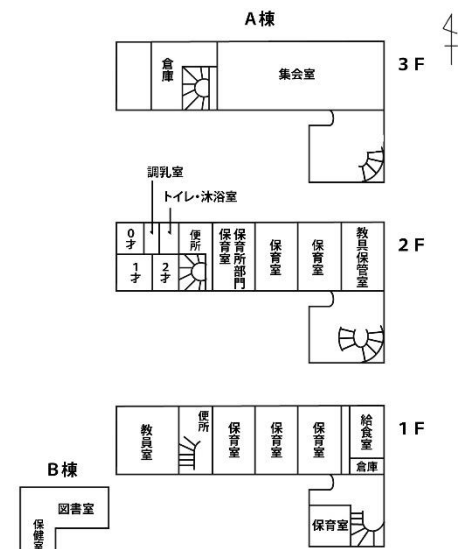
- 教室 幼稚園部門 7 部屋(2~5 歳児)
 保育所部門 2 部屋(0~5 歳児)
- 遊戯室 1 部屋
- 調理室 1 部屋(ハイドロピュア・オゾン水設置)
- 図書棟 1 棟(平成 15 年築)
- トイレ 2 部屋 多目的室 1 部屋(3 階ホール)
- 耐火建築物 耐震補強施工済

定員 幼稚園部門 140 名
 保育所部門 40 名

からたち幼稚園 配置図



からたち幼稚園 園舎平面図



◆オートロック式インターホンについて

不審者侵入を防ぐために幼稚園の門扉はオートロック式インターホンになっております。下記の要綱につき、皆様のご協力をお願い致します。

- 来園の際には『吊り下げ名札』を警備員にご提示ください。
- 門扉は開けられましたら、必ずお閉めになってください。
また、門扉にお子様指が挟まれないよう、そっと閉めていただくようご注意ください。
- 保育時間中あるいは放課後・ファミリー教室・課外教室等(幼稚園部門)をご利用の方でお迎えに来られた場合は玄関のインターホンを押していただきますと、職員が応答して開錠いたします。その際、口頭にてクラス、氏名をおっしゃっていただき、尚且つ防犯カメラに『吊り下げ名札』がよく見えるようにカメラに向けて提示していただきます様ご協力ください。御用がお済みになり門扉からお出になるときは、門扉内側『開錠ボタン』を押してから門扉をお開けください。開錠ボタンは大人が操作してください。
※お子様がボタンを操作されますと、破損の原因となりますので、ご注意ください。

第3条関連

就学前教育機関として、学校教育法の定めにより幼稚園指導要領・保育所保育指針を踏まえ、お預かりする児童が就学後、健やかな小学校生活を営めるよう、教育保育課程を構成し、これを実施いたします。健康・人間関係・環境・言葉・音楽リズムと絵画制作に係る教材を適切に与え、遊びの中で習得してゆきます。

以下の課目は専門の企業や有資格者の指導のもと、授業を行います。 ※3～5 歳児

- ◆英会話教材…サイバードリーム
- ◆運動あそび教具教材…安田式体育遊び研究所
- ◆囲碁…日本棋院所属囲碁棋士(プロ)及び尼崎市囲碁協会講師
- ◆室内温水プール…尼崎市スポーツ振興事業団講師
- ◆ヒップホップダンス…ハパイヤ式セイハダンスアカデミー講師

時間割や要する費用の関係上、受講回数は幼稚園部門の方と異なります。

室内温水プール カラカラプーサン ※2 歳児以下は入水しません。

- ◆仕様 建物 2階建て (延床面積 363.47㎡)
 - 1階 プール本体 10m×6m×1.2m(幼児用プールフロアが反面に備え付けられていて、その部分は深さ60cmに調節されています)
 - 更衣室(ドライヤー付き)・シャワー室(バス付き)・トイレ
 - 2階 遊戯室・ベランダ・トイレ
 - ろ過機仕様 砂ろ過機 薬剤は自動注入による衛生管理になっています
 - 水温 ガスボイラーによる調整 30℃ ±1℃
 - 気温 エアコンによる調整 水温 +3℃～4℃
- ◆プール保育の目的
 - ①幼児がプール遊びを通じて、健康な心身を育む。
 - ②幼児が水に慣れ、親しみ、水遊びが好きになる。

◆プール保育注意点

①『泳げるようになる』事を目標にするのではなく、『顔が水につけられた』『身体を浮かせられるようになった』『宝探しが面白かった』等水遊びを楽しむことを保育の骨子とする。ただし、幼児の発達に応じて少しずつ『泳げるようになりたい』という向上心を喚起し、過程の積み重ねが結果に繋がるように指導する。

◆プール保育指導

①プール保育は、からたち幼稚園・武庫からたち幼稚園・武庫東からたち幼稚園のお友達全てがローテーションで受けます。スケジュールは毎月、クラスだよりに記しお知らせいたします。

◆プール入水まで

- ①耳垢を取っておく(耳の病気防止の為、入水数日前にしてあげてください)
- ②手足の爪を切る(保育中の自身・他の園児の怪我防止)
- ③入水中の事故防止の為、怪我・病気後は入水可能か否かお医者様の診断をあおぐ。

◆プール入水前日

- ①前夜に風呂に入浴(全身をよく洗い清潔にしてください)
- ②十分な睡眠をとる(入水中の事故防止)
- ③プールの準備をする(ビーチバッグに水着(自由)・スイムキャップ(園指定のものをご購入頂きま
す)・バスタオル・名前を記入したビニール袋(濡れた水着を入れる為)を入れる)
ハンズフリードライヤーを使って自身で髪が乾かせられるように、バスタオルはゴムを通して首からかけることが出来る物をお持たせ下さい。

◆プール入水当日朝

- ①朝食は消化のよい食物を摂る。
- ②頭髪を束ねる(髪の毛が長いお友達には飾りのないゴムで髪の毛を束ねてください)
※ヘアピンは付けないでください。 自他怪我防止の為
- ③整髪料・香水はつけないように(プールへ雑菌の持ち込み防止の為)
- ④コドモンで配信される入水アンケートにご回答ください。
(入水中の事故防止の為に必ずお願いします。当日の朝9時までにご回答いただきますようお願い致します)

◆注意事項

- ①無理をして入水しないようにご留意下さい。逆にお子様のわがままで入水したりしなかったり…のようなことの無いようにご指導下さい。
- ②お子様の持ち物には名前をお書き入れ下さい。
- ③バンドエイド等テーピングが必要な人は入水中にはずれないようにご注意下さい。
- ④水いぼがある場合、治療(摘除・焼く)していただかなくては入水できません。
水いぼは、プールの水では感染しないものの、直接接触やビート板・アームヘルパーなどの共有物品を介して間接的に感染することがあります。また、患部を「絆創膏」や「防水テープ」で覆った状態でも、入水できません。集団あそびの中で気付かぬ間に外れ、接触してしまうことがあり得るからです。
- ⑤とびひがある場合、治癒するまで入水できません。
プールの水では感染しないものの、触れることで症状を悪化させ、直接接触や共有物品を介して間接的に感染することがあり得るからです。

◆特記事項

①水質調査について

1時間に一回検査薬を使用して調査し記録を取り、水質が一定に保たれるようにします。

(『厚生省生活衛生局水道環境部通達』によります)

残留塩素は0.4mg/l～0.8mg/lの間を保ち、PH濃度は7.2～7.6の間を保つようにします。

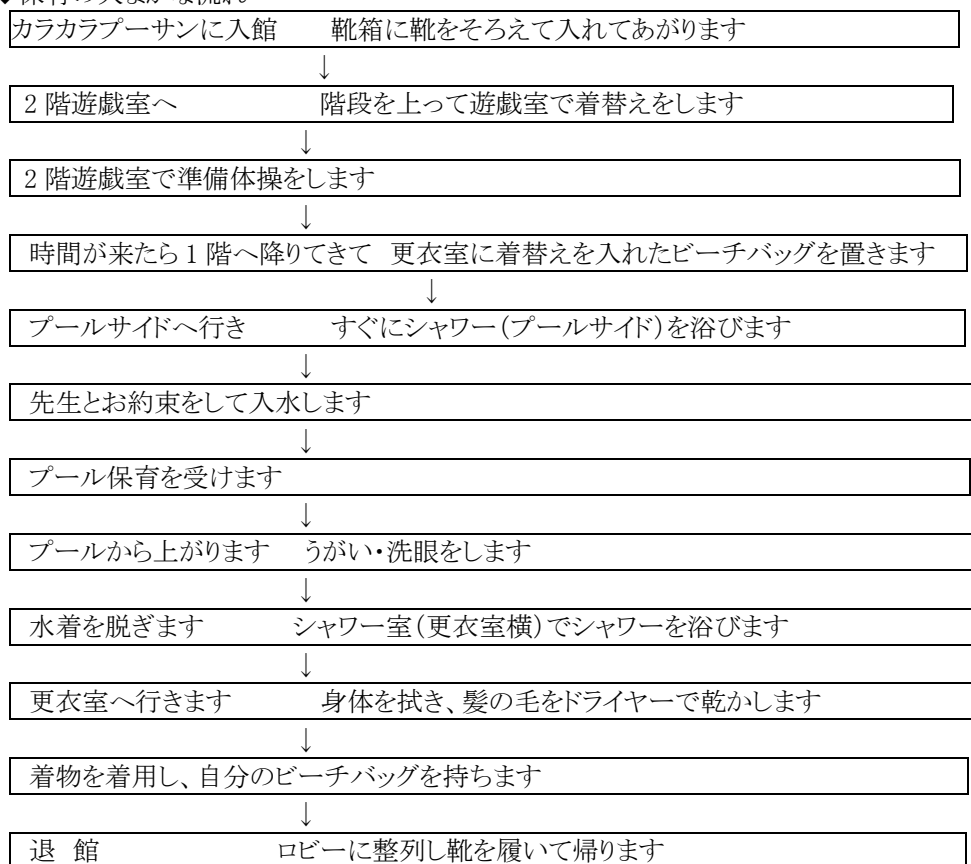
②清掃について

使用前に危険物が無いか確認し、使用後はプール、プールサイド、トイレ、シャワー室、更衣室等よく清掃し、清潔と安全を保ちます。

③事故発生時の応急処置等について

事故は発生しないように万全を尽くしますが、万一発生した場合、プール管理員が適切な応急処置をし、ご家庭に連絡を入れると同時に、病院へ運びお医者様の診断を受けるようにします。

◆保育の大きな流れ



◆プール保育開始日

プール保育の開始時期は、入園後にお知らせします。

正確な日程等につきましては、クラスだよりほかコドモンにてお知らせ致します。

プールのお約束

- ①先生がお話をする時は静かに聞きます
- ②プールサイドは走りません
- ③アームヘルパーがずれたらすぐに言います
- ④楽しく遊べるように約束を守ります。

首からかけることが出来るバスタオルの図

首を通して結んで...

幅110cm
高さ63cm

高さ39cm

第7条関連

・清潔な衣服を着用して通園ください。

・通園時の持ち物

◆0～2歳児

【毎日】連絡帳・おむつ・エプロンとおしぼり(3セット)・午睡タオル・洗濯袋

【園で保管するもの】着替え・おしり拭き(パック)

【週1回】シーツ・カラー帽子

◆3～5歳児

【毎日】出席ノート・給食袋(箸とコップ)・歯ブラシ・午睡タオル・ハンカチ・ティッシュ

【園で保管するもの】着替え

【週1回】シーツ・カラー帽子・上靴

・徒歩にて通園いただきます。(通園バスはご利用になれません)

・送迎は、必ず保護者もしくは保護者代理人(成人)がお付き添い願います。

・付き添いの保護者(代理人)は、吊り下げ名札を首に掛けていただきます。

・保護者と園職員との間の連絡事項は、園児管理システム『コードモンアプリ』によりアプリ・ネット配信を活用いたします。(出欠報告や台風、地震、交通マヒ学級閉鎖等) 1日に1度はアプリを起動し、お知らせ欄をご確認ください。

第11条 第12条関連

リスクとハザード

凶は、怪我の度合いをレベル毎に

分類し記したものです。このうち

レベル1～3をハザードと捉え、

園舎・園庭・遊具等環境整備に

努めています。また、園児らは

レベル4にあるリスクを生活体験

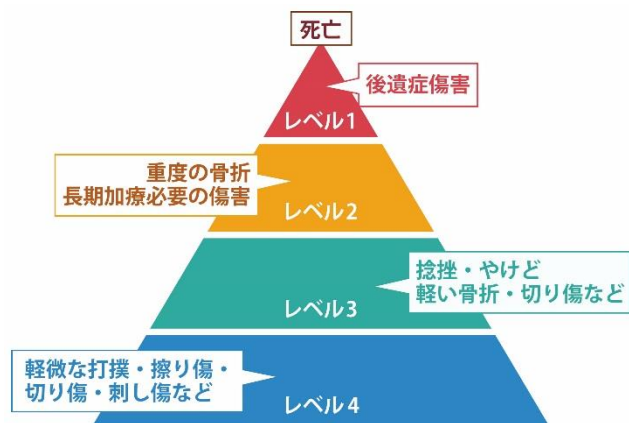
する中で、ハザードを回避できる

力(筋力・瞬発力・判断力・柔軟性)

を身に備えられるよう、教育保育いたします。

◆レベル1～2は起きてはならない事故ですが、絶対に起こらないとは限りません。

生じた際は、法的・道義的責任を最大限果たすよう努め、なおかつ学園で備える傷害保険を活用し対応いたします。救急対応(救急車の出動要請)で臨みますが、治療には保護者の承諾および付き添いがないてはならないことをご了承ください。



◆レベル 3 は発生することを誰も望みませんが、同時に子どもの成長の糧にならないとも限らない事故です。これを経験・教訓とし、レベル 1～2 を回避できるようになるということも大切であります。このような観点を教諭と保護者で共有することを前提に、誠意を持って対応いたします。状況判断により救急対応することもありますし、園より病院へお連れすることもあります。いずれにしましても、治療には保護者の承諾および付き添いがなくてはならないことをご了承ください。

◆レベル 4 は日常頻発する軽微な怪我です。基本的に保護者にご報告し、流水で流したり、氷で冷やしたり、絆創膏を貼付したり応急処置し様子を見させていただきますが、あまりに些細であれば敢えてご報告しない場合もあります。

しかし、このレベルのことでも繰り返し起こる場合は、何らかの危険信号を発しているとみなし、対応策を講じる場合もあります。このときは保護者のご協力を仰ぐことがあるかも知れません。

健康・投薬について

◆健康診断 年 2 回の内科検診、年 1 回の歯科検診・眼科検診・耳鼻科検診を実施します。この結果について異常があった場合、保護者へ医療機関等での受診・治療をご案内いたします。上記診断・検診が受けられなかった場合は各人において医療機関にて受診・治療をお受けいただき、園へご連絡いただくこととなります。

◆空調管理 園児の健康状態、汗腺の発達を考慮し、屋内空調設定温度を夏期 27 度程度、冬期 18 度程度を目安に管理します。(文部科学省学校環境衛生管理マニュアルに準拠)

◆予防接種 お子様の健康状態を考慮し各人において受けてください。接種を受けられた時は必ず担任へお知らせいただきます。

◆乳児検診や 3 歳児検診を受けられた時の結果について入園前の親子面接の折ご申告いただきます。

◆風邪をひいたり、発熱があったりする場合、無理して登園させないようにしてください。

◆大きな怪我をした時は落ち着かれてから登園させてください。

◆お薬について

投与が必要な場合、入園前の親子面接の際、ご申告ください。

医師に相談して特に必要と認められた時は昼 1 回分を下記の要領で持参して下さい。

※薬は園児を診察した医師が処方したものに限りです。

※保護者の個人的な判断で持参した薬には対応できません。

①投与依頼書(園にあります)を貼り付けて一回分だけを保育士へ手渡して下さい。

②袋・容器に名前を書いて下さい。

③連絡ノートにも薬の投与の依頼を記入して下さい。

④薬が複数ある時は、ホッチキス等でとめて 1 つにまとめて下さい。

⑤薬の内容を投与依頼書に明記して下さい(抗生物質・風邪薬・下痢止め・咳止め等)

◆学校感染症に指定されている病にかかられ出席できない場合は、お休みください。医者による通園許可ができましたら、その旨担任宛て書面にてご連絡いただきます。

【学校保健安全法施行規則】(令和5年5月8日施行)(感染症の種類)

第十八条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

- 一 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)及び特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。)
- 二 第二種 インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。次条第二号チにおいて同じ。)、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
- 三 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

【学校保健安全法施行規則】第 19 条における出席停止の期間の基準

ただし、症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。

感染症の種類		出席停止期間
第一種の感染症		治癒するまで
第二種の感染症(結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く)	インフルエンザ(※)	発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ解熱した後2日(幼児は3日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
結核及び侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)及び第三種の感染症	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	

※特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。

- ◆登園拒否も健康管理に係る見逃してはならない症状です。なるべく早く担任とご相談ください。
 - ◆アタマジラミが発生した場合、駆除あるいは処置していただくかなくては登園できません。
 - ◆水いぼ、とびひが発症した場合、処置をしていただくかなくては、プール遊びに参加いただけません。
 - ◆AED(自動体外式除細動器)を設置いたしております。
- 救命処置(心肺蘇生)が必要な場合、使用することがあります。

非常事態発生時に係る対応

◆自然災害(気象)

1. 午前7時の時点で『尼崎市』に「暴風警報」および「大雨警報」の両方が発令中の場合は自宅待機となり、保育時間内に解除されない場合は休園です。
2. 保育中に1の警報の両方が発令された場合は、児童の安全を最優先し状況に応じ対応しつつ、早めのお迎えを依頼することもあります。
3. 保育時間内に1の警報のいずれかまたは両方が午前11時までに解除された場合、保育開始とします。なお、給食の準備は出来ませんので、お弁当をご持参ください。
4. 保育時間内に1の警報のいずれかまたは両方が午前11時以降に解除された場合も保育開始としますが、昼食は済ませてから登園してください。

※3、4いずれの場合も、登園される前にお電話でその旨をお知らせください。

※上記の警報には特別警報を含みます

教育保育活動中に気象警報発令の場合(発令が予測される場合を含む)

園長が、至急帰宅、自宅待機、施設待機等判断し、コドモンにてお知らせすると同時に、対策を講じます。保護者による送迎や受け入れ態勢をお願いすることになります。

※『ひょうご防災ネット』にご登録され、より正確な情報をお受けになられるようになさってください。

※電話によるお問い合わせはお断りいたします。(回線が混み合うため)

◆自然災害(地震・津波・噴火)

教育・保育時間中に震度 5 弱以上の地震が発生した場合(このことに係る津波や噴火を伴う場合も同様)、「コドモン」により、お子様の安否をお知らせすると同時に、至急帰宅の態勢をとり、保護者にお迎えにお越しいたします。災害対応マニュアルに従い、お子様を確実に保護者へお引き渡します。

業務開始前に震度 5 弱以上の地震が発生した時は休園です。園からの連絡はいたしません。

また、施設内を点検し、安全を確かめた上で、業務を再開するようにします。

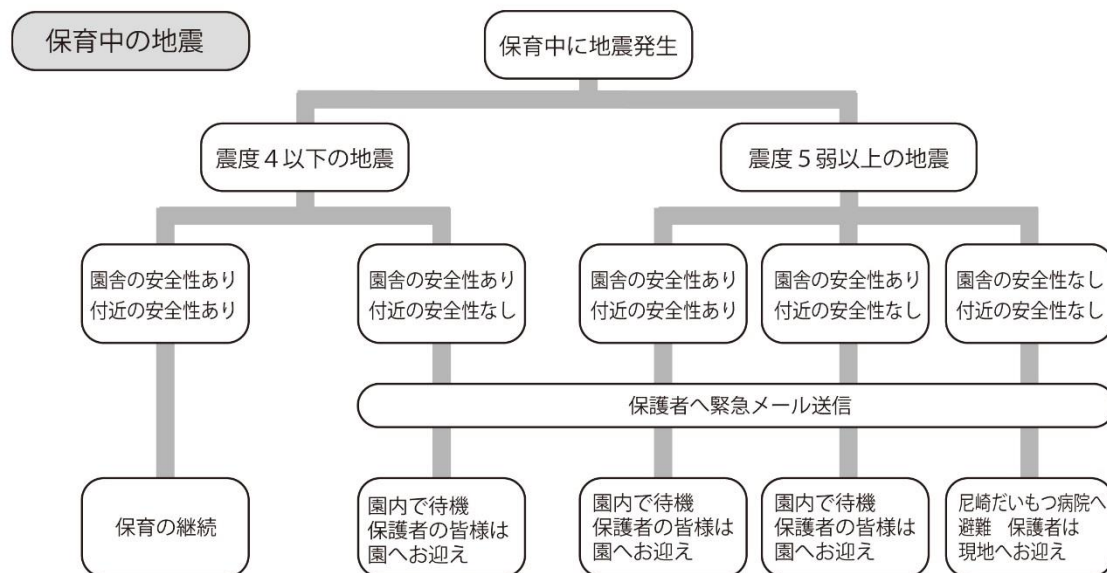
◆交通ストライキ実施日について

- ・午前 7 時時点、阪急電鉄・阪神電車がストライキを敢行している場合、自宅待機とする。

(幼稚園は休園)

- ・午前 11 時までに解除された場合、保育を開始する。この場合の詳細は、気象警報発令時と同様の対応とする。

からたち幼稚園 緊急時対応手順



◆火災発生時に係る対応

火災避難訓練を実施し、発生時は訓練の通りに避難します。

◆防犯に係る対応

防犯に係る避難訓練を実施し、発生時は訓練の通り避難します。

※非常事態発生時に係る装備

- ・緊急地震速報受信機 ・コードモン
- ・自動火災報知器 ・消火器 ・ガス漏れ探知機
- ・県警ホットライン(非常通報装置) ・さすまた ・盾 ・催涙スプレー
- ・IP 無線機トランシーバー(災害時、電話回線がつながりにくくなる状況を想定した通信手段の確保)

※非常事態発生時に係る訓練

避難訓練を毎月1回以上実施

※非常事態発生時に係る避難場所

地震津波発生時 園舎2階 or 3階集会室 or 屋上 or 尼崎だいもつ病院

火災発生時 園庭

防犯時 各教室・保育室

※非常事態発生時に係る補償

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度を活用します。

事務手続き

- ① 異動 氏名、住所、電話番号、銀行口座番号に異動があった折、速やかにお届けください。
- ② 欠席 理由を明記の上、8:30 までにコドモンにて担任保育士宛お知らせください。
- ③ 退園 園長宛て退園届をご提出いただきます。
退園される日の2ヶ月前までにお申し出ください。所定の用紙をお渡しいたします。
- ④ 転園 転勤・転居等により他の教育施設や保育施設へ転園を希望するときは、転園届を提出してください。
- ⑤ 修了 保育過程を修了し、就学することになったとき、修了証書を授与し、教育保育の提供を終了します。
- ⑥ 日本スポーツ振興センター(通称安全会)
教育保育活動中(お子様をお預かりし、お引き渡しするまでの間)に生じた怪我について、同センターの定める保障の範囲内で給付金が支払われます。
手続きについては都度、事務局よりご案内いたします。
この時、同時に Chubb 保険のご案内もいたします。

第 13 条関連

虐待防止

子どもの人権擁護・虐待防止のため、関係機関と連携・連絡し、対応策を講じたり、体制を組んだり、責任者を設置したりし対応することがあります。保護者皆様に向け啓発活動を展開したり、ご協力を要請したりする場合があります。

第 14 条関連

ご要望

ご要望がある場合は担任保育士を通じてご連絡ください。ただし、本書にある制限を超えない範囲における内容のものに限ります。

大きな事故・事件発生時の対応について

大きな事故・事件が起きた場合、それらに迅速に対応し処置することに努めます。その責任者は第 1 次的には園長が、最終的には理事長が負担します。また、事故・事件が収束の後、保護者に対し説明を行います。その内容によっては途中経過を報告し、保護者とともに対応を講じることがあります。

苦情相談窓口

解決責任者 園長
受付担当者 主幹保育教諭
相談時間 月曜日～金曜日 15時～17時
電話番号 06-6488-2261

第三者委員

本書に記載あることをご理解いただけていることを前提に、尚且つ相談窓口の対応に不足をお感じになられる場合の窓口として、顧問ではない第三者委員を設置しております。

弁護士＝東井瑞起 氏

所在地 530-0047 大阪市北区西天満 4-10-19 神谷ビル 2 階

弁護士法人西村・塚崎法律事務所 電話番号 06-6315-7600

○ 駐車場を設けておりません

近隣のコインパーキングをご利用いただくなどし、路上駐車はご遠慮願います。自転車は所定の場所に駐輪してください。

○ 親子学級について

- 1 親子学級は、本書をよく勘案理解された上に成立する、当学園の支援の会であり、会の運営については、そのリーダーが園長とよく相談の上行うことを旨としております。
- 2 リーダーは、相互の円満交流の観点から、会員の互選により選出を受け、園長の承認を条件とします。
- 3 主な活動内容として、『親子学級』やその他イベントへの参加がありますが、それらの活動に対し講師代、茶菓代等費用が生じた場合は会費として徴収することはありません。